

築上町告示第76号

令和5年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年5月17日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和5年6月5日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○6月8日に応招した議員

○6月12日に応招した議員

○6月13日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和5年6月5日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
 - ②町長の報告
- 報告第1号 令和4年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 令和4年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和4年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第39号 専決処分について (令和4年度築上町一般会計補正予算 (第12号) について)
- 日程第5 議案第40号 専決処分について (令和4年度築上町一般会計補正予算 (第13号) について)
- 日程第6 議案第41号 専決処分について (令和5年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第7 議案第42号 専決処分について (令和5年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について)
- 日程第8 議案第43号 専決処分について (令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第9 議案第44号 専決処分について (築上町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 議案第45号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 議案第46号 令和5年度築上町一般会計補正予算 (第3号) について
- 日程第12 議案第47号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第13 議案第48号 築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第49号 築上町財産区管理会条例の制定について

- 日程第15 議案第50号 築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 築上町財産区特別会計条例の制定について
- 日程第17 議案第52号 築上町西角田財産区基金条例の制定について
- 日程第18 議案第53号 築上町葛城財産区基金条例の制定について
- 日程第19 議案第54号 築上町上城井財産区基金条例の制定について
- 日程第20 議案第55号 築上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
 - ②町長の報告
- 報告第1号 令和4年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第2号 令和4年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和4年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第39号 専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第12号）について）
- 日程第5 議案第40号 専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）
- 日程第6 議案第41号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第42号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第8 議案第43号 専決処分について（令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第9 議案第44号 専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第10 議案第45号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

- 日程第11 議案第46号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第47号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第48号 築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第49号 築上町財産区管理会条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第51号 築上町財産区特別会計条例の制定について
- 日程第17 議案第52号 築上町西角田財産区基金条例の制定について
- 日程第18 議案第53号 築上町葛城財産区基金条例の制定について
- 日程第19 議案第54号 築上町上城井財産区基金条例の制定について
- 日程第20 議案第55号 築上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（12名）

1番	江本 守君	2番	吉原 秀樹君
3番	北代 恵君	4番	宗 晶子君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
8番	工藤 久司君	9番	武道 修司君
10番	池亀 豊君	11番	田村 兼光君
12番	信田 博見君	14番	塩田 文男君

欠席議員（2名）

7番	鞆野 希昭君	13番	田原 宗憲君
----	--------	-----	--------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

次長	脇山千賀子君	書記	中原 寿浩君
書記	小野 聖佳君		

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君

教育長	……………	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長	……………		石井	紫君
総務課長	……………	椎野 満博君	企画財政課長	……………
			元島	信一君
まちづくり振興課長	…	桑野 智君	人権課長	……………
			武道	博君
税務課長	……………	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…
			吉川	千保君
保険福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………
			古市	照雄君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………
			首藤	裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	住民生活課長	……………
			西田	哲幸君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………
			尾座本	三雄君
教育施設整備室長	……	樽本 知也君	監査事務局長	……………
			脇山	千賀子君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和5年第2回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。第2回定例会を招集いたしましたところ、2名だけ欠席の議員がおられるようでございますけれど、よろしく願い申し上げます。本議会は、皆様方にとっては4年目の一番最後の本会議となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、コロナが5月8日付で2類から5類に変更されたと。そして、コロナに対するいろんな制限が、自主判断による防御という形で取っていただきたいということです。私もマスクをずっと外しておりましたけど、5月16日の日にたしか東京に上京したときに喉風邪を頂きまして、マスクをしておけばよかったかなと思ったところでございますけど、もう2週間以上たちますけど、まだちょっと喉がかれておる。なかなかやっぱり喉がよくなるかわからないわけでございます。

3月議会からの出来事を皆さんに御報告いたしますと、基地の問題では、基地協賛会という会がございますが、今年の総会で築上町が2年間、会長として当番を協賛事業させていただくことになっております。そして、協賛会の諸行事がございますけれども、航空祭、今年はブルーインパルスが11月26日に本町のほうに来るとということで決定をしておるところでございます。

それとあと、基地との共同的事业で、基地の隊員食堂で作っておる唐揚げを唐の揚げと書かないで、空の上げと書いて「空上げ」という形で、これは幕僚のほうで何かこれで一応登録を取っておるといようなことで、勝手に使えないロゴだそうでございますけれども、本町でこれ用

のレシピをそれぞれの店に御案内したところ4店の応募がありまして、店ちゅうより団体ですね。2者が基地のいろんな温度管理とか、それから味つけということで基地の料理長のお墨つきをもらったのが、6月に入りましてからすぐに記者会見しましたけれども、エース株式会社の、これイチゴが本業でございますけれども、エース株式会社と、それから社会福祉法人のワークランド・こすもす、この2者が基地から認定を受けたというようなことで、今後この2者がこの空上げで何とか築上町を出していこうというようなことで、いろんなイベントあたりでこの空上げを提供していこう、そしてまた行く行くは店舗を構えていくというふうなこともおっしゃっておったところでございます。

そして、もう一つは、飛行機をテーマに、これは広報のほうに、町のほうの活性化という形の中で新規、新しい事業を飛行機をテーマにしませんかということで、これは5つの店舗が応募して、飛行機をつかったパフェとか、それから木工という形で、食べ物が主でございますけれども、そういう形で5者が、これは広報のほうに6月号に掲げさせていただいておるところでございます。

それからあとは、本年度、令和5年度に100歳を迎える方が15名ランクアップされております。先般は、椎田東町の植田幸子さんを訪問しましたが、至って元気で、まだまだ自分で新聞を読んだり、それから草を取ったりという、健康方法を聞いたら、何事も物を何でも食べると、これが一番だそうです。そして、適度に動くということをやっておって100歳まで生きてこられたということで、まだまだ元気でございますので、びっくりしたところでございます。

あと、8月に入りましてから、二宮金次郎の映画をコマーレで午前と午後2回に分けて、というのは、これは非常に金次郎制作委員会から全国にキャンペーンをしながら、1回、これ吉富のほうで放映ありましたけれども、本町でもやっっていこうということで、8月5日の日にコマーレで上映をすることにしている。それから、同じ8月20日には、大河ドラマでおなじみの大森美香さんを招聘しながら、ふるさとでの講演会を大体8月の20日の午後2時から予定しておるところでございます。皆さんも心に留めながら、もし聞かれたときがあれば、そういう形で皆さんにお答えしてほしいと思います。

それから、今日提案する議案は、議案というか、繰越計算書が3件ございます。そしてあと専決処分の報告が8件、そして、あと補正予算を2件ほど提案させていただき、条例改正案が7件ということでございます。

そして、ちょっと議案提案で専決処分したときにも不手際がございまして、これは宗議員から総務産建委員長宛てに文書が出てきて、総務産建委員長から私どもにこういう申入れがあったということで、検討した結果、専決処分の中で税条例に関する中で、これは字句の間違いということで、市民税とあったのを町民税に変更をする議案を今回提出を追加提案でさせていただいておるところです。

それから、あとの部分については、財産区が議会制度を廃止して6月30日付で廃止ということで、7月から管理会制度に移るというふうなことで、この2つの議案がございしますが、この中でも疑義があるというようなことで、そして検討した結果、いわゆる準則どおりにしたほうがいいであろうというふうなことで、これを議案提案前に修正をした形で皆さんのほうにお配りをしたいと、このように、議長を通して配っていきたいと思っておるところでございます。

そういう形で、今日開会しましたんで、どうぞよろしく全ての議案を審議していただきながら、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、丸山年弘議員、6番、池永巖議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 報告いたします。

5月31日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程とお決定いたしました。

本日5月5日、本会議での議案の上程です。

なお、議案第39号から45号までの専決処分及び議案第55号の条例案件については、本日即決することにて協議しました。

6月6日、7日は、考案日です。

6月8日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

6月9日は、考案日です。

6月10日、11日は、休会とします。

6月12日、13日は、本会議で一般質問とします。一般質問については、5人の通告があり、12日に3名、13日に2名とします。

6月14日は、一般質問予備日です。

6月15日は、厚生文教常任委員会とします。

6月16日は、総務産業建設常任委員会とします。

6月17日、18日は、休会とします。

6月19日は、委員会予備日とします。

6月20日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決とします。

また、所管外の議案質疑要望の締切りについては、6月9日金曜日正午までとします。

以上、会期は、本日から6月20日までの16日間とすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。先ほどの発言の中で、本日6月5日を5月5日という発言がありましたので、「6月5日」に訂正をさせていただきます。

これで議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月20日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月20日までの16日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第39号外16件です。ほかに例月出納検査の報告及び随時監査の報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

次に、町長から報告があります。

報告第1号令和4年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第3号令和4年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでを報告していただきたいと思っております。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 報告第1号令和4年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和4年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第2号令和4年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、令和4年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条

第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第3号令和4年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、令和4年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号は、令和4年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

本報告は、繰越件数13件のうち、繰越限度額が4億3,084万5,000円となっておりますが、繰越額が4億2,107万1,000円となりました。

財源は、特定財源が1億8,093万1,000円、一般財源が2億4,014万円となりました。内訳は、総務管理費が1件、保健衛生費1件、清掃費1件、農業費2件、商工費1件、道路橋梁費4件、河川総務費1件、農林水産業施設災害復旧費2件となったところでございます。

この報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号は、令和4年度築上町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告でございます。

本報告は、事故繰越しの件数が2件、繰越総額が145万円となりました。財源は、一般財源が145万円でございます。内訳は、清掃費1件、土木橋梁費1件ということで、やむを得ず繰り越さなければならないような事情で、清掃費、土木費を繰り越したところでございます。

この報告も、地方自治法施行令第150条の3項の規定により、議会に報告するものでございます。

次に、報告第3号令和4年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。

繰越件数は2件、繰越額が8,651万円となりました。理由といたしましては、置石配水池の塩素注入施設工事及び石町浄水場沈殿槽1・2汚水掻寄機補修において、新型コロナウイルスの影響を受け、部材の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度へ繰り越したもので、同条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これで報告を全て終わります。

議事に入る前に、先ほど町長から冒頭にお話があったように、議案第49号及び議案第50号の議案の差し替えの申出がありましたので、これを許可したいと思います。

議案の差し替えが終わるまで、ここで暫時休憩といたします。職員の人は差し替えをお願いい

たします。

午前10時17分休憩

.....
午前10時22分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4. 議案第39号

日程第5. 議案第40号

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第8. 議案第43号

日程第9. 議案第44号

日程第10. 議案第45号

○議長（武道 修司君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第39号専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第12号）について）から、日程第10、議案第45号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第45号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第39号専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第12号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第39号専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第12号）について）、令和5年3月22日付で専決処分したので報告し、承認を求め

る。
令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第39号は、専決処分の報告をして議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、繰越明許費の追加が6件ございます。急を要し、議会を招集するいとまがなかった

ために、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしたとごさいます。

中身は、出産・子育て応援交付金事業、1つですね。それから、2つ目が農村地域防災減災事業、農村整備費。それから、3番目が道路新設改良事業。これは、再編関連訓練移転等の交付金事業でございすが、それから、4番目が道路新設改良事業、町単事業。これ日奈古54号線の道路改良事業でございす。道路新設、これ東八田宇留津線のほか2道路改良舗装工事ということで、工事にいろんな年度内完成が非常に困難なため、用地購入等か、そういう問題で困難なために繰り越すようになったとごさいます。それから、6番目も道路新設改良。これは特定防衛施設調整交付金事業。これが日奈古3号線道路改良事業、石堂4号線外1道路改良事業というようなとごさいます。

よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 議運委員長にも申入れをさせていただいたものではございす。

（「宗議員、マイクを」と呼ぶ者あり）すみません。この件については、議運委員長にも申入れをさせていただいたものではございすが、地方自治法179条の1項により専決処分という提案でございす。これが45号までなんですけれども、こちら理由をやはり議案のほうに書いていただきたいと思ひます。今回は特には申し上げませんけれども、次の議会からは、提案理由のほうに、地方自治法179条1項の規定のどの件に基づいて議会を招集するいとまがないという点についても書いていただきたいと思ひますので、それはお願いしたことによってお考えを聞きたいんですけれども、そこまで書いてほしいということをお願いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは議会に提出するいとまがないという形で、大体その事由が主なものでございすし、次回からはそれを書き入れたいと思ひます。

○議長（武道 修司君） 事務局、いいの。書き入れるの。書き入れられるかね。（発言する者あり）入れてないよ。提案理由やけ、入れんよ。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございす。提出議案につきましては、このような提案理由というところで簡潔に記載させていただいておひます。詳しい提案理由につきましては、町長が口頭で述べるということをおひすので、これからもそのようにさせていただきたいと思ひます。

以上でございす。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 町長のありがたい答弁があつたんですけれども、慣例でござい

したら、慣例は変えることは可能でございます。ぜひとも前向きに検討していただきまして、議案というのは町民の財産でございますので、分かりやすくするのが大事でございます。一文書き入れるぐらいでございますので、そこまで大変な作業ではないと思います。どうか御検討をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第39号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第39号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は承認することに決定をいたしました。

日程第5、議案第40号専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） **議案第40号**専決処分について（令和4年度築上町一般会計補正予算（第13号）について）、令和5年3月29日付で専決処分したので報告し、承認を求め

る。
令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第40号も専決処分についてでございます。一般会計補正予算（第13号）を専決処分する。3月29日付で専決処分した。

内容は、統合型GIS導入事業1,350万、そして、あと浜宮駐車場照明灯修繕事業ということで、もう2点が農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業という4点を専決処分させていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第40号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第40号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は承認することに決定をいたしました。

日程第6、議案第41号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第41号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）、令和5年4月3日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第41号も専決処分でございます。

本案は、令和5年度の築上町一般会計補正予算（第1号）で専決処分をさせていただきました。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額116億4,910万円に2,129万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を116億7,039万2,000円と定めるものでございます。

内容は、国からの新型コロナワクチン接種関係の予算を内示を頂きまして、この分と、それから歳出プラス歳入が財政調整基金を若干基金から繰り入れて、ワクチン接種に対する予算にしたということでございます。

なお、4月の当初でございまして、議会を招集するいとまもないために、専決処分をさせていただいたということでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第41号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第41号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は承認することに決定をいたしました。

日程第7、議案第42号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第42号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第2号）について）、令和5年4月17日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第42号についても、専決処分をさせていただいた報告で承認を求めるものでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額が116億7,039万2,000円に1億412万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を117億7,451万3,000円と定めるものでございます。

予算の主なものは、子育て生活支援特別給付金関係経費1,385万2,000円、それから、低所得世帯支給給付金給付事業関係経費9,026万9,000円というようなことで、これも国からの内示があり、5月から支給を行うために、4月17日付で、議会を開くいとまもなかったということで専決処分をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第42号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第42号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は承認することに決定をいたしました。

日程第8、議案第43号専決処分について（令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） **議案第43号**専決処分について（令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、令和5年5月8日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。

令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第43号も専決処分でございます。

令和5年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決でございますが、これは既に毎年行っておることでございますけれども、この会計の令和4年度の決算見込みが約1億2,000万の歳入欠陥というふうなことで決まりまして、その分を次年度の令和5年度の予算から繰上充用するというようなことで専決処分をさせていただいたところでございます。

赤字の主な要因は、滞納分の回収が困難で、回収率については非常に率も小さく、滞納繰越し1.07%という収入でございますが、非常に財政運営に支障を来しておるところでございます。今後できるだけ回収率の向上、それから法的措置による回収等々に努力し、それから、国・県の償還推進事業への採択要望も行ってまいりたいとこのように考えておるところでございます。

急を要したために、地方自治法179条第1項の規定によって専決処分をさせていただき、令和4年度の会計を補填したところでございます。

どうぞよろしく御審議の上、御採択お願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第43号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第43号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は承認することに決定をいたしました。

日程第9、議案第44号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） **議案第44号**専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）、令和5年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第44号、これは、築上町税条例の一部を改正する条例を専決処分をさせていただいて、議会の承認を求めるものでございます。

本条例案は、地方税法等各種関連法令の施行に伴い、築上町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正事項は、中小事業者等の生産性向上の償却資産の導入に係る特例措置の創設や軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しなど税制改正するものでございます。

なお、関連法令が令和5年3月31日に公布されたため、同日付で専決処分しながら、課税の準備をしなければいけないというようなことで専決処分をさせていただいたものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） この条例に関しましては、現時点では、まだ第38条の改正が市民税のままになっております。議案第55号が配付されまして、税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例という提案がここにあるのは分かるんですけども、現時点で私たちは、この専決を市民税というものが存在するものとして認めることはできないと思うんですが、その辺

の手続はどうなっているのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 答弁できる。答弁できん。新川町長。

○町長（新川 久三君） だから、それを間違っておるという形の中で、大綱的には中身は関係ないんですけど、ただ、字句の修正を市民税イコール町民税というふうに置き換えていただきながら理解をしていただければいいかな。そして正しい、私どもは市でないで町でございますんで、後ほど正しい税に変えていくと、このような形になっておりますんで、中身について御審議をしていただければありがたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員、いいですか。ほかにございせんか。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 御事情はよく分かりますが、これ一括議題として扱うことというのはできないのでしょうか。ちょっと質問です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） あくまでも、専決をしてこれ有効になっております。だから、あとはこれを皆さん方が考えて、好ましくなければ、これは否決、そして中身が、町民税と市民税と同等で考えられるという御理解をしていただければ、承認という形をお願いしたいと思えます。

以上でございます。

あと正しい方向で、私どもの町には市民税はございせんので、町民税という形で、これ後々残りますんで、それを今度追加提案で訂正をさせていただくと、このような措置に踏み切ったところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 理由とおっしゃることはよく分かりますが、やはりそういうのは提案理由の段階で、一度間違ってしまったものが、市民税というものはこの町には存在しませんので、間違ったものが出たということは提案理由の段階で、そして、議案第55号で修正したいという点も併せて説明していただきたかったと思えます。そこは指摘させていただきます。私どもやはり気持ちよくこの条例を認めたいと思えますので、その辺の御配慮の問題も考慮いただきたいと思えます。

そして、もう一件、担当課長に伺いたいんですけども、専決処分というものは、議会が招集するいとまがない場合、この場合はそうですね。町長の提案理由がそうございました。しかしながら、附則44の6ページになるんですけども、附則に、この条例は令和5年4月1日から施行する。附則1号でございます。附則1号は、令和5年4月1日から施行すると書いてあるんですけども、第1号・2号・3号は、令和5年4月1日より後でございますし、一番近いので

令和5年7月1日ということで、この6月議会で提案することも可能だった条例案でございます。7月1日以降に施行というのは、議会を招集するいとまがないという言い訳にはならないと思いますので、この点について、県条例のほうを調べましたら、県条例は専決処分の条例と、そしてまた6月議会で提案する条例と分けて提案をされておりました。なので、私は今回は、この条例は専決の部分と、そして附則の第1号・2号・3号については、6月議会で条例改正を提案するべきじゃなかったかと思うんですが、担当課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 田村税務課長。

○税務課長（**田村 貴志君**） 税務課、田村でございます。

税条例の一部を改正する条例につきましては、今までずっと一括で専決処分をしてきたというところでございますが、今回の指摘を受けまして、次回から専決処分する分と通常の議案を提案する分とに分けて改正するよう努めてまいりたいと、このように思っています。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員、これ最後になりますんで。

○議員（**4番 宗 晶子君**） はい、分かっております。課長のおっしゃるとおりですね、私も議会も毎年このような条例改正というものが発生してきたと思うんですけれども、施行日がそれぞれ分かれていて、議会を招集するいとまがあるのに認めてきた経緯があると思いますので、今回はこの件については反対とか、条例を出し直してほしいとかいうようなことは申し上げることはできないと思っております。しかしながら、課長の真摯な答弁がございまして、次年度以降、また今後も施行日がずれてくるようなことがありましたら、その施行日に合わせて議会提案をするということが確認できましたので、この件については御理解いただいたということで私も認めたいと存じます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 議案第44号専決処分について（築上町税条例の一部を改正する条例の制定について）、森林環境税に反対します。

この森林環境税は、住民税に1,000円を上乗せして、納税義務者である約6,200万人が負担することになり、これが森林環境譲与税に上乗せされて各自治体に配られますが、そもそも上乗せされる前に市町村に交付された分だけでも、少くない金額がプールされたままになっています。この森林環境譲与税は2018年に成立した森林経営管理法による予算ですが、この法

律は、50年という短い伐期で一斉に皆伐を進めようとしています。林業再生のためには、自伐型林業をもっと拡大するべきです。

以上、意見を申し上げ、住民税に1,000円上乗せする森林環境税の条例に反対します。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第44号について採決を行います。議案第44号は承認することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） どうもありがとうございました。起立多数です。よって、議案第44号は承認することに決定をいたしました。

日程第10、議案第45号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第45号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、令和5年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。

令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第45号、これも専決処分でございます。本案は、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決ということでございます。

本条例案は、地方税法等の関連法令が令和5年の3月31日付で改正公布され、それに併せて築上町国民健康保険税条例の一部を同日付で専決処分をして、課税の準備をするために、議会の招集するいとまがなかったというようなことで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

なお、改正内容は、基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等、課税額に係る課税限度額の引上げでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 議案第45号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。

この条例改正は、国民健康保険賦課限度額を102万円から104万円に引き上げるものです。国保賦課限度額は、2008年に68万円だったものが今回104万円と、この15年間で36万円もの増税となっています。保険料水準に大きな格差がある中で、実態を考慮せず、一律に限度額を引き上げていく手法は、もはや限界に達していると考えます。

以上、必死になって働いている世帯に100万円以上の国保税を払わせ、それをさらに引き上げることに反対します。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第45号について採決を行います。議案第45号を承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第45号は承認することに決定をいたしました。

日程第11. 議案第46号

日程第12. 議案第47号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第11、議案第46号令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第12、議案第47号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第47号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） **議案第46号**令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）に

ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第47号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第46号は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額117億7,451万3,000円に3億307万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を120億7,759万1,000円と定めるものでございます。

予算の主なものは、新型コロナワクチンの接種事業費7,668万7,000円はじめ、農業用施設整備費4,810万、財産管理費4,000万円、小中一体校整備事業費2,910万、教育総務事業事務局費2,620万、環境衛生費2,620万円となっております。

歳入については、国からの新型コロナワクチンの接種対策負担金、それから感染症対策地方創生臨時交付金、それから特定防衛施設周辺整備調整交付金、再編関連訓練移転交付金、それからあと、財政調整基金を2,867万7,000円ほど充てた予算となっております。また、地方債充当によって財源振り替えを行っている分もございます。その他、人事異動に伴う人件費の補正、債務負担行為の追加を4件、地方債の追加を1件、変更を3件計上させていただいておるところでございます。

次に、議案第47号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、既定の収益的支出を1,980万円増額いたしまして、4億8,422万9,000円に改めるものでございます。

内容としては、高塚浄水場配水ポンプユニット修繕に伴う修繕費の補正でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第13. 議案第48号

日程第14. 議案第49号

日程第15. 議案第50号

日程第16. 議案第51号

日程第17. 議案第52号

日程第18. 議案第53号

日程第19. 議案第54号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第13、議案第48号築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、議案第54号築上町上城井財産区基金条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第54号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第48号築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第49号築上町財産区管理会条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第50号築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第51号築上町財産区特別会計条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第52号築上町西角田財産区基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第53号築上町葛城財産区基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第54号築上町上城井財産区基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第48号は、築上町監査委員条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、平成29年の地方自治法の改正により、監査委員の独立性を確保し、専門性の高い監査委員を選任するため、条例で定めることにより、議員から監査委員を選任しないことができるようになったことに伴い、本町においても監査制度を充実強化するため、所要の改正を行うものでございます。また、それに併せて監査委員の報酬を近隣等の調査をしながら見直すところでございます。

次に、議案第49号築上町財産区管理会条例の制定でございます。

本条例案は、築上町西角田財産区、築上町葛城財産区、築上町上城井財産区の議会が廃止されるに当たり、住民の意思を反映させる審議機関として管理会を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第50号築上町財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

本条例案は、築上町西角田財産区、築上町葛城財産区、築上町上城井財産区におのおの管理会を設置するに当たり、管理会委員の報酬及び費用弁償を定めるものでございます。

なお、従前の議員の報酬に倣うものを管理委員の報酬という形にしておるところでございます。

次に、議案第51号築上町財産区特別会計条例の制定についてでございます。

本条例案は、財産区に関する歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区分して経理するため、築上町西角田財産区、築上町葛城財産区、築上町上城井財産区のそれぞれに特別会計を設置するものでございます。

次に、議案第52号築上町西角田財産区基金条例の制定についてでございます。

本条例案は、当該財産区の財産の適正な管理及び運営を図るため、築上町西角田財産区基金を設置し、その基金管理を適切に行うため、条例を制定するものでございます。

議案第53号築上町葛城財産区基金条例の制定でございます。

本条例案は、当該財産区の財産の適正な管理及び運営を図るため、築上町葛城財産区基金を設置し、その基金管理を適正に行うため、条例を制定するものでございます。

それから、議案第54号築上町上城井財産区基金条例の制定について。

本条例案は、当該財産区の財産の適正な管理及び運営を図るため、築上町上城井財産区基金を設置し、その基金管理を適切に行うため、条例を制定するものでございます。

なお、もう一つ財産区が、築上町には下城井財産区という財産区がございますが、この財産区については議会制をそのまま存続させるというふうな形で、築上町の議会は関与することがないわけでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 議案第50号で表題の中の管理会で「委員」という言葉がもしかしたら抜けていたかもしれません。後ほど議事録で確認をして、もし抜けていた場合は議事録のほうに追加をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

日程第20. 議案第55号

○議長（武道 修司君） お諮りします。先ほどの44号の訂正の分の議案になります。

日程第20、議案第55号築上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第20、議案第55号築上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 議案第55号築上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第55号は、築上町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これは、先ほど審議をさせていただいた税条例の中で専決処分した中で、第38条に1項を加える改正規定中、市民税という項目がございますが、これを町民税に改めるという字句の修正でございます。

よろしく御審議の上、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） とっても細かいことを、すみません、申し上げるんですが。先ほど44号のときに一括議題にしたらいいのではないですかと言ったら、専決処分で既に有効になっていますからという理由でした。なので、この条例は、築上町税条例の一部を改正する条例という題名が、ちょっと整合性が取れないんじゃないかなど。既に有効になっている条例ですから、築上町税条例を改正する条例にはならないんですか。その辺を。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 条例を改正する場合は、何とか条例の一部を改正する条例という、これが準則の中で定められておりますんで、ちょっとややこしいですけど、何とかの条例の一部を改正する、これも条例なんですね。改正する分は条例という形になりますんで、そのように御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） すみません、私の言い方がおかしかったかもしれない。築上町税条例の一部を改正する条例というふうに、すごく細かくて申し訳ありません、条例の一部を改正

するが、2回言葉が繰り返されているんですけども。課長の御見解、これは間違っていないということなんですかね。先ほど専決処分は既に有効になっていますからという理由だったので、ちょっとお伺いします。

○議長（**武道 修司君**） 田村税務課長。

○税務課長（**田村 貴志君**） 税務課、田村でございます。

今回のこの改正の分でございますが、先ほどの議案第44号の改正という意味でこのようにさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） いいですか。私が説明するのもあれなんですけどね、この改正、一部改正。この一部改正したのが間違っていたから、この一部改正を一部改正するという書き方みたいなんです。だから、税条例自体は変わっているんで、税条例の一部改正でもいいんですけどね。ただ、それをしてしまうと、大本を変えてしまったというふうな感じで勘違いされたいけないんで、この一部改正したところをまた一部改正したいということみたいです。ちょっとややこしい話ですけど。ということです。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） 先ほどの中身について、私、条例の中身について反対ですので、反対します。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、6月9日金曜日の正午までに所定の様式で事務局まで提出をしてください。これ常任委員会の件ですね、常任委員会です。

これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時10分散会
